

旧 R D 最終処分場における産廃特措法事業の完了および今後の取組について



工事中（平成 28 年 5 月）の旧処分場



現在（令和 5 年 1 月）の旧処分場

1 事案の概要

旧アール・ディエンジニアリング社（平成 26 年に破産・消滅。以下「R D 社」という。）が栗東市小野地先に設置した産業廃棄物の安定型最終処分場（以下「旧処分場」という。）において、許可された品目や容量に違反して大量の廃棄物を埋め立てる不適正処分を行い、高濃度の硫化水素の発生、地下水の汚染等、周辺住民の生活環境保全上の支障およびそのおそれ（以下「支障等」という。）が発生した。

県は同社に支障等の除去を命じたが、同社は命令を履行しなかったため、平成 24 年に産廃特措法（※1）に基づく特定支障除去等事業実施計画（以下「実施計画」という。計画期間：平成 24 年度～令和 4 年度）を策定し、廃棄物処理法（※2）に基づく行政代執行として支障等の除去事業を実施してきた。

これまでに実施した工事およびモニタリングにより、産廃特措法事業は計画どおり令和 4 年度末に生活環境保全上の目標を達成したうえで完了するが、地元自治会との協定等に基づき、引き続き周辺地域の安全・安心を確保するため、地下水水質等のモニタリングや浸透水の処理、構造物の維持管理等を実施していく必要がある。

※1 産廃特措法：特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法。令和 4 年度末までの時限立法。

※2 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

【経緯】

昭和 54 年 12 月	旧処分場における産業廃棄物の最終処分業を許可
平成 10 年 5 月	旧処分場における産業廃棄物の最終処分業の廃止
平成 11 年 10 月	旧処分場内（排水管）で硫化水素（50ppm）を検出
平成 12 年 7 月	旧処分場内（地下 2 m の地点）で硫化水素（22,000ppm）を検出
平成 18 年 2 月	支障等の除去に係る措置命令を発出
平成 18 年 6 月	R D 社の破産手続開始（平成 26 年 3 月に法人格消滅）
平成 22 年 1 月	緊急対策に着手（平成 22 年 8 月に完了）
平成 24 年 6 月	産廃特措法に基づき、環境大臣の同意を得て実施計画を策定
平成 24 年 8 月	一次対策に着手（平成 25 年 3 月に完了）
平成 24 年 10 月	地元自治会と二次対策工事に係る協定を締結
平成 25 年 5 月	第 1 回旧 R D 最終処分場問題連絡協議会を開催（令和 5 年 2 月までに 44 回開催）
平成 25 年 12 月	二次対策に着手（令和 3 年 2 月に工事が完了）
令和 5 年 3 月	実施計画に定める目標の達成を確認し、県議会、県環境審議会に報告
令和 5 年 4 月～	環境省に完了報告を提出（以後もモニタリング等を継続）

2 産廃特措法事業の完了について

産廃特措法事業（一次対策および二次対策）については、実施計画に基づき次のとおり実施してきたが、計画どおり令和4年度末に生活環境保全上の目標を達成し完了する。

(1) 事業概要

- ① 有害物等（原因廃棄物）の掘削除去および搬出处分
- ② 周辺地下水の汚染防止（廃棄物土層と地下水帯水層が接している箇所の遮水工事）
- ③ 廃棄物の飛散流出防止（法面整形および覆土）
- ④ 浸透水の揚水・浄化、モニタリング



※ このほか、平成21年度～平成22年度に老朽化した焼却炉の撤去等を県単独で実施(緊急対策)

(2) 事業費用

本事案に係る一連の対策費用の総額は約85億円であり、うち産廃特措法事業の費用は約79億円（9割の起債が認められ、その元利償還金の5割が特別交付税により国から支援）である。

【産廃特措法事業に要した費用の内訳】

	一次対策 (H24)	二次対策 (H25～R4)	合計
対策工事等	159	5,671	5,830
廃棄物運搬処分	58	1,456	1,514
水処理	10	336	346
周辺環境モニタリング	13	157	170
その他	0	12	12
合計	240	7,632	7,872

※ 単位：百万円。二次対策は平成25年度～令和3年度の決算額および令和4年度の見込額の合計。
 なお、百万円未満を四捨五入しているため、各項目を足した額と合計は一致しない場合がある。

(3) 実施計画に定める目標の達成状況

実施計画では、令和5年3月までに達成すべきものとして次の目標を定めており、これまでの工事およびモニタリングにより全ての項目について達成を確認した。

なお、目標の達成については有識者（アドバイザー）の同意を得ており、周辺住民にも連絡協議会(※)で説明している。また、県環境審議会および環境省にも報告する予定である。

※連絡協議会：旧RD最終処分場問題連絡協議会(周辺6自治会、県、栗東市で構成。年4回程度開催)

目 標	達成状況
① 旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれがないこと	二次対策工事において覆土等が設計どおり適正に施工されたことから、達成を確認した。
② 旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質によって下流地下水が環境基準を超過しないこと ※ 旧処分場周縁の井戸の地下水水質が2年以上連続で地下水環境基準を満足すること等で判断	工事終了後、四半期ごとに年4回のモニタリングを実施し、評価地点6箇所において年平均値で2年連続して旧処分場に起因する環境基準の超過はなかったことから、達成を確認した。 ※ 評価地点のうち1箇所（No.3-1地点）では、ひ素が環境基準を超過していることから原因を調査し、アドバイザーの見解をもとに、旧処分場由来ではなく自然由来であるとの調査結果を取りまとめた。
③ 旧処分場に起因する臭気が、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例の基準を超過するおそれのないこと ※ 覆土、硫化水素発生条件の除去、敷地境界での臭気基準の満足等で判断	次の状況から、達成を確認した。 ア 覆土等が設計どおり適正に施工された。 イ 浸透水のモニタリング等により、硫化水素発生条件が除去されていることを確認した。 ウ 敷地境界4箇所でも年4回モニタリングを実施し、2年間連続して硫化水素は検出されなかった。

【参考：目標②に係る地下水調査の概要】

- ・ 頻度 年4回（工事完了後2年間で計8回実施）
- ・ 地点数 6箇所（目標の達成に係る評価地点。図●印）
- ※ この他に、9地点（図○印）で、周辺環境への影響および対策効果を把握するため調査を実施
- ・ 主な分析項目数 24項目（ひ素、ほう素、鉛等）

《調査地点》



3 今後の取組

目標の達成を確認した後も、モニタリングや水処理等周辺住民の安全・安心の確保に向けた取組を継続するとともに、行政代執行費用の求償、アーカイブの作成、跡地利用の検討等を進める。

なお、モニタリングおよび水処理については引き続き国の財政支援を受けて実施する見込みである。

【取組内容の概要】

	R 2	R 3	R 4	R 5～R 7	R 8～
工事等(廃棄物掘削除去・処分、遮水、覆土等)	→				
継続的なモニタリング(水質・臭気等)		→	→	→	→
水処理施設の運転(場内浸透水の揚水浄化)	→	→	→	→	→
構造物の維持管理(法面、洪水調整池等)		→	→	→	→
地元住民等との協議会、アーカイブの作成等	→	→	→	→	→
費用 (うち国の財政支援対象額(R5～は現時点の想定))	約3.90億円 (約3.84億円)	約0.74億円 (約0.53億円)	約1.72億円 (約1.06億円)	約1億円/年 (約0.6億円/年)	

産廃特措法に基づく支障等の除去事業 (R 4年度完了)

住民との協定書に基づく対策工の有効性確認 (R 7年度末目途)

旧処分場内廃棄物の安定化

※ 費用は、令和2年度および令和3年度は決算、令和4年度は当初予算、令和5年度以降は令和5年度予算要求内容をベースとした試算による。

【国の財政支援の概要】

令和5年度から5年間、モニタリングおよび水処理の費用について次のとおり支援される見込み。

補助金 (1/3)	特別交付税 (1/4)	本県負担 (5/12 : 約41.6%)
-----------	-------------	----------------------

※補助裏の37.5%(3/8) ※産廃特措法事業の本県負担は55%

(1) 対策工事の有効性の確認に向けたモニタリング

二次対策工事の着手前(平成24年10月)に地元自治会と締結した協定により、工事完了5年後の令和7年度末を目途に工事の有効性を確認し、有効でないと判断されたときは必要な追加対策を検討し実施することとしており、今後も水質・臭気等のモニタリングを継続する。

【地元自治会との協定<一部抜粋>】

7 連絡協議会は、二次対策工事完了後5年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。その結果、有効でないと判断されたときは、甲(滋賀県)は調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し、実施する。

(2) 水処理施設の運転、構造物の維持管理

場内浸透水の水質の状況を注視しつつ、水処理(場内浸透水の揚水浄化)を継続する。

また、対策の効果を今後も持続させるため、定期的に点検を行って遮水工や覆土等の機能を監視するとともに、維持管理を継続する。

(3) 旧処分場内廃棄物の安定化の確認（廃止基準を満足していることの確認）

旧処分場の適切な維持管理を継続することにより、覆土下にある廃棄物の分解と雨水等による洗い出しを進め、安定化の状況を確認する。安定化には少なくとも10年程度を要すると見込まれる。

なお、地元自治会との協定に基づき、場内浸透水の水質については安定型最終処分場の廃止基準を、周縁地下水の水質については地下水環境基準を安定して下回るまでモニタリングを継続する。

【地元自治会との協定＜一部抜粋＞】

5 甲（滋賀県）は、旧RD最終処分場のモニタリングについて、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施する。

(4) 行政代執行費用の求償

行政代執行については産廃特措法事業の完了（生活環境保全上の支障等が除去され、もって、措置命令の目的を達成してRD社等に命じた措置が完了したこと）をもって終了する。

一連の行政代執行に要した費用については、RD社、同社元代表取締役および同社元役員2名に対し、これまでに82億円余の納付命令を発出し、差押え等により令和5年2月末までに2,320万円余を回収した。引き続き粘り強く財産調査や納付指導を行い、収納の促進に努める。

(5) 再発防止策の実施、アーカイブの作成

RD問題については、学識経験者による行政対応検証委員会の報告書において、住民の苦情等への対応や指導監督権限の行使等について、県の組織としての対応が不十分であったと指摘された。

こうした指摘を受けて、産業廃棄物処理施設への監視指導や不法投棄等への対策を強化し、同様の事案の再発防止に努めるとともに、本事案から得た教訓を後世に生かしていくため、令和7年度末の完成を目的に次の構成により住民等の意見を聴きながらアーカイブの作成を進めている。

構成	内容
総括編	RD問題の経過や教訓について取りまとめる。
対策編	旧処分場内の廃棄物および対策工事について取りまとめる。

(6) 跡地利用の検討

旧処分場跡地（県有地）の利用に向け、令和3年度に周辺自治会、県、栗東市で構成する旧RD最終処分場跡地利用協議会を設置して、先事例等の情報共有を行っている。

今後、対策工事の有効性を確認し、また安全性を確保したうえで、栗東市とともに利活用のあり方を検討していく。

【跡地利用に向けた取組（イメージ）】

